

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年12月28日

香川県病院事業管理者 小 出 典 男

香川県病院局管理規程第5号

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理職手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項に規定する管理職手当の支給を受ける職員（医療職給料表（一）の適用を受ける職員を除く。以下「特定職員」という。）の55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後の管理職手当は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>(平成23年度から平成25年度までの各年度における給与の特例)</p> <p>3 職員の受ける給料月額と第2条の規定により給与条例の適用を受ける者の例により支給されることとなる職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額並びに管理職手当及び地域手当（医療職給料表（一）の適用を受ける職員に係るものを除く。）の額は、平成23年度から平成25年度までの各年度においては、知事等の給与等の特例に関する条例（平成23年香川県条例第2号）第1条第3項及び第4項、第3条並びに第4条第1項の規定の例により算定した額とする。この場合において、同条例第1条第3項及び第3条中「給料の特別調整額」とあるのは、「管理職手当」とする。</p>	<p>(管理職手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項に規定する管理職手当の支給を受ける職員（医療職給料表（一）の適用を受ける職員を除く。以下「特定職員」という。）の55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後の管理職手当は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>(平成23年度及び平成24年度における給与の特例)</p> <p>3 職員の受ける給料月額と第2条の規定により給与条例の適用を受ける者の例により支給されることとなる職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）附則第6項から第8項まで又は技能職員の給与に関する規則及び技能職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則（平成21年香川県規則第39号）附則第4項及び第5項の規定による給料の額との合計額並びに管理職手当、地域手当（医療職給料表（一）の適用を受ける職員に係るものを除く。）、期末手当及び勤勉手当の額は、平成23年度及び平成24年度においては、知事等の給与等の特例に関する条例（平成23年香川県条例第2号）第1条第3項及び第4項、第3条、第4条第1項、第5条第3項並びに第6条第1項並びに技能職員の給与の特例に関する規則（平成23年香川県規則第32号）の規定の例により算定した額とする。この場合にお</p>

いて、同条例第1条第3項及び第3条中「給料の特別調整額」とあるのは、「管理職手当」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 平成24年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の第7条第3項の規定の適用については、同項中「55歳に達した日後における最初の4月1日（）」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成24年病院局管理規程第5号）の施行の日（）」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。